

◆ 三重県の『環境・防災対策等促進資金融資』一部利子補給助成

環境対策事業の一環として低公害車等の導入資金を借り入れた場合、利子の一部を助成いたします。

三重県

※事前申請

融資対象

県内に事務所があり、1年以上事業を行っている事業者で

- ①使用過程車のディーゼル車のCNG自動車への改造
- ②自動車Nox・PM法に基づく非適合車を適合車とするNox・PM低減装置を装着する
- ③低公害車(CNG自動車、ハイブリッド車)の購入
- ④ポスト新長期規制車への買い換え(新車)
 - (a)非適合車からポスト新長期車への買い換え
 - (b)長期規制のディーゼル車からポスト新長期車への買い換え

限度額

5,000万円 ※既に制度利用をされている事業者については、融資残高を差し引いた額が借入れ限度額となります。

固定・年率 ①②④の場合

	Nox・PM対策地域外	Nox・PM対策地域内
信用保証を付ける	1.6%	1.4%
信用保証を付けない	1.65%	1.45%

③の場合

対策地域関係なく	
信用保証を付ける	1.6%

※ 信用保証を付けることが必須となります。

貸付期間

5年以内(据置期間1年以内含む)

要領

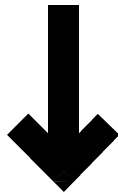
三重県に計画書提出(3部) → 知事の認定書交付 → 銀行へ融資の申込み → 融資の実行 → 融資決定通知書の提出

受付窓口

詳細は... <三重県環境生活部大気 水環境課>
TEL 059-224-2380 へお問い合わせ下さい。

申込先

県内の金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・商工中金等)



借入れ実行後

三重県が発行する ①知事の認定書の写し
金融機関が発行する ②融資計算書の写し
③返済計画書の写し
をトラック協会 総務部宛に郵送する。

トラック協会

上記融資利率に対して トラック協会が1%の利子を補給いたします。

助成対象

H27. 2. 1 ~ H28. 1. 29迄に借入を行った設備資金の借入金

申請期間

H27. 6. 1 ~ H28. 1. 29 (予算枠に達した場合、受付は終了します)

利子補給期間

5年以内

請求切時期

年2回請求 8月と2月の中旬頃迄
助成請求申請書(協会から送付) + 支払済を証明するもの(例:通帳のコピー)

助成金支払い

年2回支払い
1回目:8月末日(2月~7月分の各月の1%の利息分合わせて)
2回目:2月末日(8月~1月分の各月の1%の利息分合わせて)